

# 令和8年度 利用者負担額（保育料）基準額表（案）

## 保育園部

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		多子軽減【注2】	保育料(月額) (単位:円)				年収 ※参考 (単位:円)		
			3歳児未満		3. 4. 5歳児				
階層	区分		標準時間	短時間	標準時間	短時間			
1	生活保護法による被保護世帯(単世帯を含む)※	/	0	0	0	0	0		
2	市町村民税 非課税世帯		0	0			~約260万		
3	市町村民税所得割課税額が右の区分に該当する世帯【注1】	① 下表(例1)	48,600円未満	17,500	16,500	0	~約330万		
4			48,600円以上 57,700円未満	25,000	24,000		~約350万		
		5	57,700円以上 73,000円未満	27,000	26,000		~約470万		
6			73,000円以上 97,000円未満	38,000	37,000		~約540万		
		7	97,000円以上 133,000円未満	② 下表(例2)	40,000		39,000	~約640万	
8			133,000円以上 169,000円未満		52,900		51,900	~約930万	
		9	169,000円以上 301,000円未満	72,000	71,000		約930万~		
				301,000円以上					

※中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯を含む  
・その他にかかる料金・・・給食費等は実費(主食費は町から助成します)を各こども園等にお支払いください。

【注1】 保育料算定上の市町村民税所得割額には、つぎの税額控除は適用されませんので、通常の市町村民税所得割額に加えて計算します。  
 ・住宅借入金等特別税額控除 ・配当控除 ・配当割額控除  
 ・株式等譲渡所得割額控除 ・寄付金税額控除 ・外国税額控除

### 【注2】 多子軽減について

同一世帯(同一生計)に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子…と数え、保育料は次のとおり算定します。階層区分によって保育料の算定が変わります。

保育料の算定 第1子…全額 第2子…半額 第3子…無料 (実際の兄弟順位と異なる場合があります)

①第3階層～第4階層内57,700円未満まで→子どもの年齢に制限なく算定します。

例1	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生～
	兄弟順位	第4子 入所中	第3子 入所中	第2子 入所中				第1子		
保育料	第4子 無料	第3子 無料	第2子 半額	国の政策を受けて無償			第1子 —			

②第4階層内57,700円以上～第9階層→幼稚園、保育施設等に在籍している児童の中で算定します。

例2	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生～
	兄弟順位	第4子 入所中	第3子 入所中	第2子 入所中				第1子		
保育料	第3子 無料	第2子 半額	第1子 全額	国の政策を受けて無償			就学前児童の中で第1子、第2子、第3子…と数える			

## ひとり親・在宅障がい児(者)のいる世帯等の第2～5階層について (保育園部)

入園児童の属する世帯の市町村民税額が77,101円未満で、次の㉠～㉣に該当し、次表の階層に認定された場合は、次表の保育料を適用します。

- ㉠ 母子及び寡婦福祉法に定める母子家庭及び父子家庭
- ㉡ 同じ世帯に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる
- ㉢ 特別児童扶養手当支給対象児、障害基礎年金等の受給者がいる

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		多子軽減【注3】	保育料(月額) (単位:円)			
			3歳児未満		3. 4. 5歳児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
2	市町村民税 非課税世帯		0	0	0	0
3～5	市町村民税所得割課税額が右の区分に該当する世帯【注1】 77,101円未満	㉢ 下表 (例3・4)	8,300	7,800	0	0

### 【注3】多子軽減について

同一世帯(同一生計)に子どもが2人以上いる場合、子どもの年齢に制限なく算定をし、第2子以降は無料です。

保育料の算定 第1子…全額 第2子…無料

例3	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生～	
	兄弟順位	第3子 入所中	第2子 入所中	第1子 入所中							
	保育料	無料	無料	全額	国の政策を受けて無償						

例4	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生～	
	兄弟順位	第4子 入所中	第3子 入所中	第2子 入所中				第1子			
	保育料	無料	無料	無料	国の政策を受けて無償						

## 令和8年度 利用者負担額(保育料) 基準額表(案)

## 幼稚園部

満3歳児から5歳児まで

無 料

※その他にかかる料金…給食費等は実費(主食費は町から助成します)を各こども園等にお支払いください。

### 未婚のひとり親を寡婦(父)とみなす特例

未婚のひとり親について、保育料にかかる市町村民税の算定に当たって、地方税法上の寡婦(夫)控除の適用を受けることができます。特例の適用には申請が必要となりますので、こども未来課へお問い合わせください。

(申請日の翌月から適用となり、遡及はできませんので、該当になられる方は早めに申請ください。)